

すべての人が輝くために

立科町男女共同参画長期プランⅣ

(令和2年度～令和6年度)

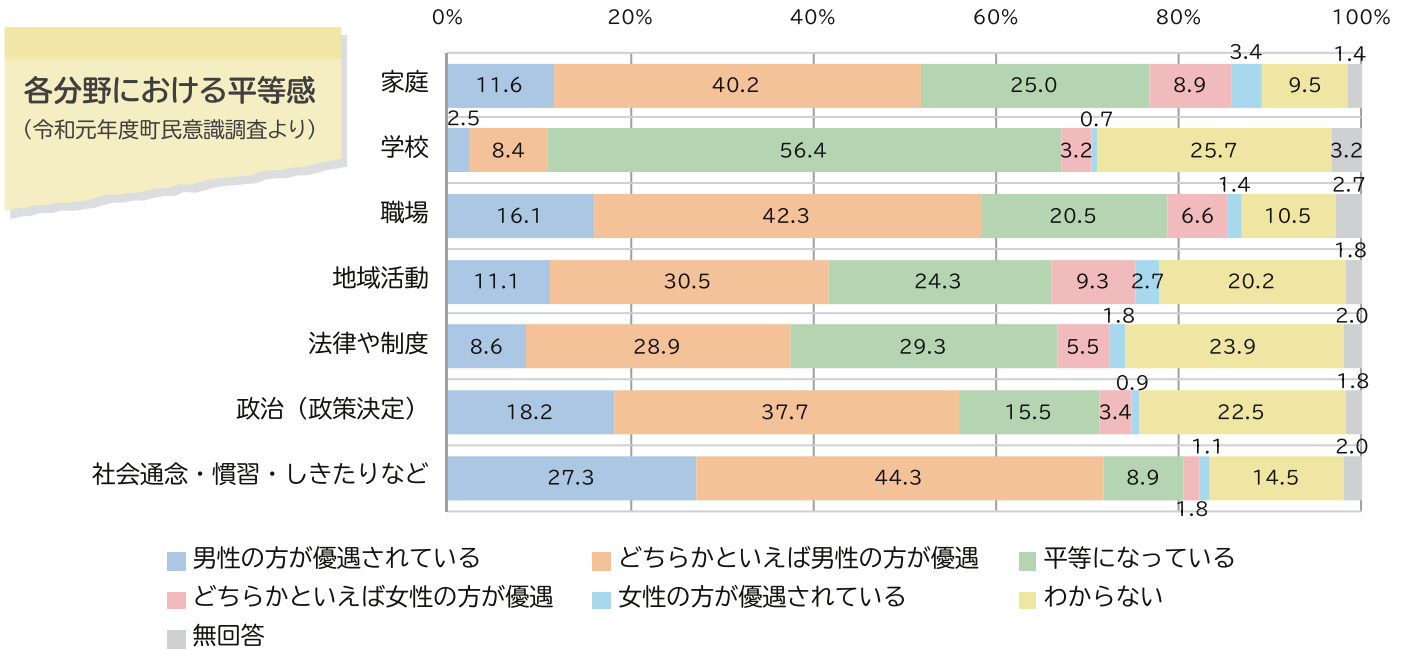
概要版

立科町

# 立科町がめざす男女共同参画社会

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）



- ◇男女が互いに仕事と家庭を両立させ、家事・育児・介護などを行いながら社会的責任を果たします。
- ◇家族を互いに思いやり協力し、心身ともに豊かに暮らします。
- ◇一人ひとりが家族の一員としてお互いを大切にし、家庭内暴力をなくします。

家庭では…

- ◇行事やしきたり・慣習による固定的な性別役割分担をなくし、男女が共に地域社会の活動に参画することで、今までにない地域づくりができ、地域が活性化します
- ◇子育てや介護など地域全体で応援し、明るい住みよい地域づくりがすすめられることにより、子どもからお年寄りまで誰もが安心して住みよい環境がつけられま

地域では…

職場では…

- ◇多様な働き方が実現すると、各々のライフスタイルに合わせた働き方や自己啓発ができ、企業にとっても、女性の視点をはじめ多様な価値観をもった人材が育ち、新しい生産活動につながる可能性があります。
- ◇女性が方針決定に参加することで社会の活性化を図ります。

学校では…

- ◇児童生徒に仕事と生活の調和の重要性、家庭・地域における男女共同参画に対する、正しい認識を持ってもらうための学習や情報提供を図ります。
- ◇互いの性と個性が尊重され、協力しあう子供達が、女らしさ、男らしさにとらわれず、自分らしさを大切にし、自立心を身に付けます。

共にめざそう  
『すべての人が輝くために』

男女間に限らず、それぞれの個人が「自分らしく生きる」ため、生き方が一様でなく多様な選択肢がある社会をめざします。

テーマ

すべての人が輝くために

	基本目標	施策の展開
1. 男女共同参画の基盤づくり	①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政機関等における女性の参画拡大</li> <li>◆ 女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち自立するための支援</li> </ul>
	②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し</li> <li>◆ 男女が共に認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進</li> </ul>
	③男女共同参画を推進する教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 幼少期からの意識づけのための学校教育の充実</li> <li>◆ 家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実</li> </ul>
	④国際化の進展の中での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成</li> <li>◆ 外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり</li> </ul>
2. 多様な生き方ができる環境づくり	①雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女が共に働きやすい職場環境の改善のための啓発</li> <li>◆ 男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進</li> <li>◆ 女性の能力発揮に対する支援の充実</li> </ul>
	②農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農業・商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備</li> </ul>
	③地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり</li> <li>◆ 環境・観光等の分野での男女共同参画の推進</li> </ul>
	④男女の仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自分の生き方にあった仕事と生活の調和の実現</li> <li>◆ 子育て、介護等を支援する体制の充実</li> </ul>
3. 安全で安心な社会づくり	①人々が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一人ひとりが生涯を通じて安心して暮らせる環境の整備</li> <li>◆ ひとり親家庭の自立支援</li> </ul>
	②男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 配偶者暴力防止法に基づく暴力（身体・言葉・経済的等）の根絶のための基盤づくり</li> <li>◆ 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援</li> <li>◆ 性犯罪・ストーカー事案等への取り組み</li> <li>◆ セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止</li> </ul>
	③生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健康をおびやかす問題についての支援</li> <li>◆ 男女の年代等に応じた健康支援</li> </ul>
	④防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女共同参画による防災体制強化の推進・意識の向上</li> <li>◆ 防災分野への女性の参画推進</li> </ul>

ご存知ですか？

## 男女共同参画推進委員会

立科町男女共同参画推進委員会では、年度当初に事業計画を、年度末には実施事業の総括会議を行い、男女共同参画の推進に努めています。事業の一つとして、毎年、県下各地で女性がリーダーとなって活躍している団体の活動に学ぶ「男女共同参画ふれあいサロン現地研修会」を実施しています。町民意識調査によれば、このような取り組みに参加した、または参加したい希望を持っている町民は合わせて 48%で、半数近い方は、条件が合えば参加したいと思っていることがわかります。

男女共同参画推進委員として活動してみたい方は、社会教育人権政策係までお問合せください。



男女共同参画に係わる諸課題の相談は、  
長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」で受け付けています。

一般相談	電話相談 火～土曜日／8：30～17：00 面接相談（予約制） 火～土曜日／8：30～17：00 相談専用電話 0266-22-8822
専門相談（予約制）：1年度1回	法律相談 火～土曜日／8：30～17：00 相談専用電話 0266-22-8822
女性のためのカウンセリング	毎月第2土曜日、第4金曜日／10：00～15：50 相談専用電話 0266-22-8822
男性のための相談	毎週金曜日 17時から19時まで 相談専用電話：0266-22-7111

◇ 連絡先 ◇ 岡谷市長地権現町4丁目11番51号 TEL. 0266-22-5781（代表）

（令和元年12月現在）

立科町男女共同参画長期プランⅣ「すべての人が輝くために」概要版（令和2年度～令和6年度）

立科町教育委員会 社会教育課 社会教育人権政策係 〒384-2305 立科町大字芦田 2532

TEL. 0267-88-8416 FAX. 0267-56-2310

<http://www.town.tateshina.nagano.jp/0000001441.html>

